

福岡医発第515号(地)

平成18年 6月 2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 横倉 義

## 医療機器管理室施設整備事業に係る事業計画の提出について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局研究開発振興課長より日本医師会を通じまして、別紙のとおり周知方依頼がありました。

本事業は、医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備し、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資することを目的とするものであり、民間病院（医師会、医療法人、その他個人病院等）のみが交付の対象となっており、補助率は1/3（国1/3、都道府県1/3、事業者1/3）であります。

つきましては、大変恐縮ですが、提出期限が6月8日（木）と迫っておりますので、早急に貴会内病院へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきまして不明点等ありましたら、福岡県保健福祉部医療指導課医務係（Tel 092-643-3273）へ直接お尋ね願います。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

平成 18 年 5 月 31 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



## 医療機器管理室施設整備事業に係る事業計画の提出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局研究開発振興課長より、標記に関する通知が都道府県衛生主管部（局）長に発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本事業は、医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備し、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資することを目的とするものであり、民間病院（医師会、医療法人、その他個人病院等）のみが交付の対象となっており、補助率は 1 / 3（国 1 / 3、都道府県 1 / 3、事業者 1 / 3）であります。

本事業の実施計画書は都道府県より厚生労働省へ提出するものでありますが、提出にあたって、都道府県より貴会宛に相談があることと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、大変恐縮ですが、提出期限が 6 月 8 日（木） と迫っておりますので、早急にお取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





医政研発第0524002号  
平成18年5月24日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長



平成18年度医療提供体制施設整備交付金（医療機器管理室施設整備事業）に係  
る事業計画の提出について

平成18年度における標記について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部  
（局）あて通知しましたので、御了知のうえよろしくお取り計らい願います。



医政研発第0524001号

平成18年5月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課



平成18年度医療提供体制施設整備交付金（医療機器管理室施設整備事業）に係る事業計画の提出について

平成18年度における標記交付金の執行にあたっては、当該事業計画に基づく、効果的・効率的な配分を行うこととしております。

つきましては、別添提出要領により事業計画を提出していただきたいので、準備方よろしくご配慮願います。

なお、現在策定中の交付要綱につきましては、策定後正式に交付申請を提出頂くこととなりますが、当面、各都道府県交付額の算定を行うにあたり、当該事業計画を提出して頂くこととしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(提出先)

厚生労働省医政局研究開発振興課

医療機器・情報室 井上

電話 03-5253-1111（内線）2534

FAX 03-3507-9041

(別 添)

## 提 出 要 領

### 1. 提出資料

- (1) 平成18年度医療提供体制施設整備事業計画総括表
- (2) 医療提供体制施設整備事業計画書(様式1)
- (3) 医療提供体制施設整備事業費内訳書(様式2)

※提出資料は縦長綴じ、A4版とします。

### 2. 提出期限

平成18年6月8日(木)(必着)

### 3. 留意事項

- (1) 事業計画については、交付金交付額の算定にあたり、その算定の基礎資料としての役割を果たすこととなることから、都道府県における平成18年度医療提供体制整備方針及び重点施策について、平成18年度医療提供体制施設整備事業計画総括表に明確に記載することとしたので留意されたい。なお、当該総括表については、他課所管事業も含めた交付金の全事業を対象として記載したものを提出すること。
- (2) 医療機器管理室施設整備事業では、民間病院(医師会、医療法人、その他個人病院等)のみが交付対象となり、公立病院(都道府県、市町村)、公的病院(日赤、済生会、厚生連、北社協)は交付対象外となるので注意すること。
- (3) 事業計画については、交付額の内示以後、事業の取りやめ、事業内容の変更等が起こらないよう、医療機関等と十分協議し、内容を精査の上、事業計画書を作成すること。
- (4) 今回の事業計画の作成にあたっては、従前の医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年7月27日厚生省発第137号・平成18年2月3日一部改正厚生労働省発医政第0203007号)や「医療機器管理室施設整備事業の実施について」(平成16年4月1日医政発第0401024号)に従い記載すること。  
但し、交付対象は(2)を参照すること。
- (5) 事業計画書の作成にあたっては、関係法令、実施要綱等を遵守し、疑問点については事前に協議すること。
- (6) 施設整備事業にあたり財産処分を要するものについては、原則として返還が生じることとなるので、周知のうえ別添(様式3-1、3-2)により財産処分承認申請書の案を作成し提出すること。

(7) 建築基準単価について

① 現段階では平成18年度の交付要綱が示されていないことから、暫定措置として「地域区分単価」及び「地域区分」については従来の医療施設等施設整備費補助金交付要綱の別表「平成17年度建築基準単価表」を参考として積算すること。

② 建築構造が従来の鉄筋コンクリート、ブロック、木造に該当しない構造において国庫交付基準単価の適用については、次のように取り扱うこととするので留意されたい。

ア 鉄骨鉄筋コンクリート造については、「鉄筋コンクリート」単価を適用する。

イ 鉄骨構造、その他の構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等の工法である場合には、「鉄筋コンクリート」単価を用い、その他は「ブロック」単価を用いる。

なお、「鉄筋コンクリート」単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等である旨を証明する書類（都道府県等の建築課または一級建築士等による証明）を添付すること。

## 平成18年度医療提供体制施設整備事業計画総括表

### 1. 医療提供体制整備方針

#### (1) 整備概要

|  |
|--|
|  |
|--|

#### (2) 重点施策

| 対 象 事 業             |  |
|---------------------|--|
| 重 点 理 由             |  |
| 都 道 府 県 整 備 現 況     |  |
| 整 備 後 状 況 見 込       |  |
| 医 療 計 画 上 の 位 置 付 け |  |

## 2. 交付金算定基礎額確認表

[illegible]

(記入例)

2. 交付金算定基礎額確認表

| 県<br>番号 | 都道府県 | 補助事業名                                               | 区<br>分         | 交付対象<br>部分  | 施設名   | 開設者   | (A)<br>総事業費 | (B) 寄付金<br>その他の<br>収入額 | (A-B=C)<br>差引事業費 |        | (D)<br>対象経費の支出予定額 |            |       | (E)<br>基準額 |            |            | (F)<br>選<br>定<br>額 | (G)<br>都道府県<br>補助見込額 | (H)<br>国庫交付<br>基本額 | (I)<br>国庫交付<br>所要見込額 | (J)<br>国庫補助<br>交付決定額 |
|---------|------|-----------------------------------------------------|----------------|-------------|-------|-------|-------------|------------------------|------------------|--------|-------------------|------------|-------|------------|------------|------------|--------------------|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        | 面積                | 単価         | 金額    | 面積         | 単価         | 金額         |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       | 円           | 円                      | 円                | 円      | m                 | 円          | 円     | m          | 円          | 円          | 円                  | 円                    | 円                  | 円                    | 円                    |
| 〇〇〇県    |      | 〇〇医師会、<br>医療法人〇〇<br>〇、その他厚<br>生労働大臣が<br>適当と認める<br>者 | 地域がん診<br>療拠点病院 | 医療機器<br>管理室 | 〇〇〇病院 | 〇〇病院長 | 50,000,000  | 0                      | 50,000,000       | 100.00 | 200,000           | 20,000,000 | 80.00 | 166,800    | 13,344,000 | 13,344,000 | 8,896,000          | 13,344,000           | 4,448,000          |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |
|         |      |                                                     |                |             |       |       |             |                        |                  |        |                   |            |       |            |            |            |                    |                      |                    |                      |                      |

- (注) 1. 「区分」は「地域医療支援病院」、「地域がん診療拠点病院」、「その他(地域における中核的な医療機関であることを表すものを具体的に)」を記載すること。  
2. 「交付対象部分」は医療機器管理室  
3. (A) 欄について、総事業費は当該年度分のみを記載すること。  
4. (E) 欄について、基準(面積80㎡と単価A～D地域区分を上限)を下回る場合は、その額を記載すること。  
5. (F) 欄について、(D)の金額と(E)の金額を比較して低い額を記載するものとする。

## 医療提供体制施設整備事業計画総括表作成にあたっての留意事項

### (趣 旨)

当該総括表は、都道府県への交付額を算定するにあたり、都道府県において、平成18年度の医療提供体制をどのように推進していくのかを確認し、その算定の基礎資料として活用する。

### (記入上の注意)

#### 1. 医療提供体制整備方針

##### (1) 整備概要

平成18年度における都道府県としての医療提供体制整備をどのような目的の下でどのように進めていくのかを明確に記載すること。

##### (2) 重点施策

- ① 重点施策が複数にわたる場合は、施策ごとに項目を作成し、その優先順に記載していくこと。
- ② 「対象事業」は医療提供体制施設整備交付金における事業名を記載すること。
- ③ 「都道府県整備現況」については、当該事業の平成18年4月1日時点での都道府県における整備状況とその充足度等を、できる限り具体的数値を用いて記載すること。
- ④ 「整備後状況見込」についても、事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度達成見込等を、できる限り具体的数値を用いて記載すること。
- ⑤ 「医療計画上の位置付け」については、その確認できる資料（当該事業に係る医療計画の抜粋部分の写し等）をできる限り添付すること。

#### 2. 交付金算定基礎額確認表

- ① この表は、都道府県ごとの交付金交付額を算定するために必要なものであり、作成にあたってはできる限り正確に記載すること。
- ② (G)「都道府県補助見込額」(H)「国庫交付基本額」(I)「国庫交付所要見込額」については、交付要綱策定中のため暫定的なものであり、実際の交付額と必ずしも一致するものではない。
- ③ この表は、事業単位毎に、それぞれ別葉に作成すること。

## 医療提供体制施設整備事業計画書

計画年度 年度

事業区分 医療機器管理室

| 団体名(開設者) | 病院名 | 所在地 |
|----------|-----|-----|
|          |     |     |

## 1. 病院の現況

| 施設機能等                                                                                                                                                  |               |           | 1. 地域医療支援病院 2. 地域がん診療拠点病院 3. その他( )            |                |                    |                        |      |       |     |     |     |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------|------------------------------------------------|----------------|--------------------|------------------------|------|-------|-----|-----|-----|---|
| 一患<br>日者<br>平数<br>均等                                                                                                                                   | 入 院           | 人         | 病 積<br>管 理<br>サ-ビス<br>診 療<br>部 門<br>部 門<br>部 門 | 病 棟 部 門        |                    |                        |      |       |     | その他 | 合 計 |   |
|                                                                                                                                                        | 外 来           | 人         |                                                | 一 般            | 療 養                | 結 核                    | 精 神  | 感染症   | 計   |     |     |   |
|                                                                                                                                                        | 一般病床<br>の利用率  | %延<br>面   |                                                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup>     | m <sup>2</sup>         | —    | —     | —   |     |     | — |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    |                        |      |       |     |     |     |   |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    |                        |      |       |     |     |     |   |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    |                        |      |       |     |     |     |   |
| 標 榜 診 療 科 名                                                                                                                                            |               |           |                                                |                |                    | 臨床工学技士数(現員:平成 年 月 日現在) |      |       |     |     |     |   |
| 内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、その他( ) |               |           |                                                |                |                    | 主な業務                   | 常勤職員 | 非常勤職員 | 合 計 |     |     |   |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    | 診療補助                   | 人    | 人     | 人   |     |     |   |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    | 保守管理                   | 人    | 人     | 人   |     |     |   |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    |                        |      |       |     |     |     |   |
|                                                                                                                                                        |               |           |                                                |                |                    | 合 計                    | 人    | 人     | 人   |     |     |   |
| 医療機器管理室管理対象機器数                                                                                                                                         |               |           |                                                |                |                    |                        |      |       |     |     |     |   |
| 人工呼吸器                                                                                                                                                  | 輸液ポンプ         | シリンジポンプ   | 超音波セラライザー                                      | 低圧持続吸引器        | 心細動除去装置            | 血液浄化装置<br>(透析・血漿交換等)   |      |       |     |     |     |   |
| 台                                                                                                                                                      | 台             | 台         | 台                                              | 台              | 台                  | 台                      | 台    |       |     |     |     |   |
| 人工心肺装置                                                                                                                                                 | IABP装置、PCPS装置 | 麻酔器       | 電気メス                                           | 保育器            | 患者モニター<br>(心電・血圧等) | 集中患者監視装置               |      |       |     |     |     |   |
| 台                                                                                                                                                      | 台             | 台         | 台                                              | 台              | 台                  | 台                      | 台    |       |     |     |     |   |
| 分娩監視装置                                                                                                                                                 | SaO2モニター      | 超音波画像診断装置 | 心電計                                            | その他( )         | その他( )             | 合 計                    |      |       |     |     |     |   |
| 台                                                                                                                                                      | 台             | 台         | 台                                              | 台              | 台                  | 台                      | 台    |       |     |     |     |   |

## 2. 整備事業計画等の概要

| 整備事業期間 | 着工 平成 年 月 ~ 竣工 平成 年 月       |
|--------|-----------------------------|
| 事業の種別  | 新築・改築・増築・増改築・改修             |
| 構造の種類  |                             |
| 敷地の状況  | 1. 自己所有地・2. 借地・3. 自己所有地及び借地 |

## 3. 整備事業完成後の概要(補助対象部分の面積を上段( )書とすること)

| 管理<br>部門       | サービス<br>部門     | 診療<br>部門       | 病棟部門 |    |    |    |     | その他            | 合計             |
|----------------|----------------|----------------|------|----|----|----|-----|----------------|----------------|
|                |                |                | 一般   | 療養 | 結核 | 精神 | 感染症 |                |                |
|                |                |                | —    | —  | —  | —  | —   |                |                |
| m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | 床    | 床  | 床  | 床  | 床   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |

## 4. 医療機器管理室の構成

| 情報管理室(事務室)     | 作業室            | 機器保管室          | 消耗品保管室         | その他( )         | 合計             |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |

## 5. 整備事業の必要性(具体的に記入すること)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 6. その他参考事項

- (1) 医療機器管理室(整備事業完成後)の全体図を添付すること。
- (2) 医療機器管理室の業務内容(予定を含む)が分かる資料を添付すること。

(担当: 医政局研究開発振興課医療機器・情報室)

(記入上の注意)様式1

1 病院の現況

(1)施設機能等

該当するものの番号を○で囲むこと。その他の場合は、地域における中核的な病院である機能を記入すること。

(2)一日平均患者数等

ア 「入院」、「外来」欄は、前年中(1月1日～12月31日)の一日平均患者数の実績値により、次の算式により算出し記入すること。

$$\text{入 院} = \frac{\text{入 院 患 者 延 数}}{\text{当該年度の暦日数}} \quad \text{外 来} = \frac{\text{外 来 患 者 延 数}}{\text{当該年度の外来診療日数}}$$

イ 「一般病床の利用率」欄は、次の算式により算出し記入すること。

$$\text{利用率} = \frac{\text{一般患者として入院した一日平均患者数}}{\text{一 般 病 棟 の 許 可 病 床 数}} \times 100$$

(3)病院延面積等

ア 「管理部門」とは、院長室、事務室、応接室、会議室等その病院の職員が専ら使用し、患者が立ち入らない部門である。

イ 「サービス部門」とは、汽かん室、電気室、炊事関係室、中央食堂等の病院の職員及び患者に対して、サービスを提供する部門である。

ウ 「診療部門」とは、表玄関、診察室及び処置室等外来患者の専用に供する部門、検査室、エックス線室、手術室、病理解剖室、中央材料室、医療機器管理室等各科の外来患者及び入院患者の用に供する部門である。

エ 「病棟部門」とは、病室及びその付属部門で、専ら入院患者の用に供する部門である。なお、「一般、療養、結核、精神、感染症」欄には、医療法上の許可病床数を記入し、「計」欄の上段に面積、下段に病床数を記入すること。

オ 「その他」とは、前述の各部門間をつなぐ渡廊下、医師住宅、看護師宿舍、車庫等アからエ以外のものである。

(4)臨床工学士数

常勤、非常勤別に、診療補助、保守管理の業務に主に携わる人数(現員)を記入すること。

(5)医療機器管理室管理対象機器数

医療機器管理室において管理する機器につき、保有する台数を記入すること。  
(修理中のものも含む。)

2 整備事業計画等の概要

(1)事業の種別…事業の該当する種別を○で囲むこと、なお各種別の定義は次による。

- ・新 築:新たに建物を建築する場合
- ・改 築:従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
- ・増 築:敷地内の既存の建物に増築する場合。敷地内に別に建物を新築する場合
- ・増 改 築:増築と改築をあわせて行う場合
- ・改 修:模様替及び内部改修工事にあたる場合で、基本的に建築面積、床面積に変更がない場合

(2)構造の種類…鉄筋コンクリート、ブロック等施設の構造の種類を記入すること。

(3)敷地の状況…該当するものの番号を○で囲むこと。

4 医療機器管理室の構成

ア 「情報管理室(事務室)」とは、院内の医療機器に関する情報の管理、伝達の窓口や医療機器の貸出しの情報を管理する機能を持つスペースである。

イ 「作業室」とは、医療機器のメンテナンスを実施するスペースである。

ウ 「機器保管室」とは、院内への貸出し又は業者に修理に出すために機器を保管しておくスペースである。

エ 「消耗品保管室」とは、医療機器のメンテナンスに必要な消耗品及び部品を保管しておくスペースである。

オ 「その他」については、ディスプレイ等の医療機器を保管するスペースも含む。

## 医療提供体制施設整備事業費内訳書

|      |  |
|------|--|
| 事業区分 |  |
|------|--|

[illegible]

(記入上の注意) 様式2

- 1 「事業区分」には医療機器管理室と記入すること。
- 2 「交付対象事業分」とは交付金の交付の対象とする部分（財産処分の制限がかかる部分）を指し、「交付対象事業外分」とは平成17年度医療施設等施設整備費補助金交付要綱等（以下、単に「交付要綱」という。）における当該事業区分に該当する部分であるが交付金の交付の対象としない部分（財産処分の制限がかからない部分）を指す。

**また、当該事業に係る見積書等及び交付対象事業分の金額の算出方法が分かる書類（進捗率の内訳）を必ず添付すること。**

なお、この場合、年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。

- 3 交付対象事業分の「費目」欄は、交付要綱5の表の「3対象経費」に定める各部門に区分して記入すること。
- 4 3はさらに、事業の種別により新築、改築、増築、改修等に区分すること。

なお、事業の種別は次による。

- ・新 築：新たに建物を建築する場合
- ・移転新築：現在建物が存在する敷地とは別の敷地に新たに建物を建築し、かつ、現在の建物の機能を移転する場合
- ・改 築：従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
- ・増 築：敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む
- ・増 改 築：増築と改築をあわせて行う場合
- ・改 修：建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修

- 5 交付対象事業分の備考欄の「整備病床数」は、交付対象部分に含まれる病床数を記入すること。
- 6 複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数（面積）は同一とする。
- 7 全体の事業が3か年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。  
なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。

様式 3-1 (直接補助の場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚 生 労 働 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名

医療施設等施設整備費補助金に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第22条の規定により、別添のとおり申請する。

様式 3 - 2 (間接補助の場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事

医療施設等施設整備費補助金に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年 8 月 2 7 日法律第 1 7 9 号）第 7 条第 3 項の規定により付された条件に基づき、別添のとおり申請する。

(様式 3-1, 3-2 共通)

1 病院等の概要

- (1) 病院等の名称
- (2) 病院等の所在地
- (3) 病院等の開設者
- (4) 病院等の開設年月日

2 補助事業の内容等

- (1) 補助年度
- (2) 補助事業名
- (3) 総事業費
- (4) 国庫補助額
- (5) 構造面積 (補助施設の構造、総面積、補助対象面積、処分対象面積 (一部の財産処分の場合))
- (6) 処分制限期間及び経過年数

3 財産処分の内容 (取りこわし、転用、譲渡、貸付等)

4 財産処分が必要な理由 (なぜ処分制限期間満了前に処分を行う必要があるのか)

5 処分予定年月日

6 その他必要な書類

- ・病院等の位置を示す地図 (移転を伴う場合は移転前及び移転後の位置が分かるもの)
- ・病院等の建物配置図 (建築年次を記入したもの)
- ・国庫補助金の交付額確定通知等、事業実績報告書等
- ・補助施設の図面
- ・補助施設の現状写真
- ・代替施設図面、補助施設と代替施設の面積の比較表等
- ・転用後の図面、概要
- ・評価額を証する書類
- ・取りこわし費用を証する書類
- ・代替施設の建築費用及び医療提供体制施設整備交付金交付額を証する書類 (事業計画書及び実績報告等)
- ・都道府県の意見 (間接補助の場合)
- ・その他参考となる書類

別 表

平成17年度建築基準単価表

※平成17年度医療機器管理室施設整備事業部分を交付要綱より抜粋

地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

| 施 設 の 名 称     | 種目等 | 構 造 別    | 地 域 区 分 |         |         |         |
|---------------|-----|----------|---------|---------|---------|---------|
|               |     |          | A       | B       | C       | D       |
| 医 療 機 器 管 理 室 |     | 鉄筋コンクリート | 184,400 | 175,600 | 166,800 | 158,000 |
|               |     | ブロック     | 161,400 | 153,700 | 146,000 | 138,300 |

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、第2項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

| 区 分 | 地 域                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| A   | 青森県、岩手県、福島県、東京都、<br>富山県、山梨県、長野県、沖縄県                                                       |
| B   | 北海道、宮城県、秋田県、山形県、<br>茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、<br>岐阜県、静岡県、三重県、京都府、<br>大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、<br>熊本県、鹿児島県 |
| C   | 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、<br>福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、<br>和歌山県、島根県、岡山県、山口県、<br>香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県          |
| D   | 徳島県、愛媛県、福岡県、大分県                                                                           |

| 1 区分    | 2 基 準 額                                     | 3 対 象 経 費                             | 4 補助率 | 5 下限額 |
|---------|---------------------------------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 医療機器管理室 | 次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。<br>基準面積 80㎡ | 医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 | 3分の1  | —     |

# 医療提供体制施設整備交付金交付対象一覧

| 区 分                                | 補 助 対 象 |      |      | 備 考                                                                                       |
|------------------------------------|---------|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    | 公立病院    | 公的病院 | 民間病院 |                                                                                           |
| 救急医療施設                             |         |      |      |                                                                                           |
| 休日夜間急患センター                         | ○       | ○    | ○    | * 市町村のみ、※ 委託が可                                                                            |
| 病院群輪番制病院                           | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 共同利用型病院                            | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 救命救急センター<br>(15'創設の新型救命救急センターを含む。) | ○       | ○    | ○    | ※18'より小児救急専門病床を追加                                                                         |
| 小児救急医療拠点病院                         | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 公的医療施設                             |         |      |      |                                                                                           |
| がん診療施設                             | ○       | ○    | ○    | <b>メニュー項目：</b><br><b>「特定地域病院」について</b><br>○不採算地区病院について<br>廃止・縮減<br>○(なお大規模地震指定地域<br>病院は存続) |
| 医学的リハビリテーション施設                     | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 不足病床地区病院                           | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 特定地域病院                             | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 共同利用施設(開放型病棟等)                     | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| そ の 他                              |         |      |      |                                                                                           |
| 看護師等養成所                            | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 腎移植施設                              | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 小児医療施設                             | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 周産期医療施設                            | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 院内感染対策施設                           | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 看護師勤務環境改善                          | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 看護師宿舍                              | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 医療施設近代化施設                          | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 特殊病室施設                             | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 基幹災害医療センター                         | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 地域災害医療センター                         | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 治療施設                               | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 歯科衛生士養成所                           | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 乳幼児健康支援一時預かり施設                     | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 医療施設耐震工事等                          | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 医療機器管理室                            | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 内視鏡訓練施設                            | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| 医療施設耐震整備                           | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |
| アスベスト除去等整備                         | ○       | ○    | ○    |                                                                                           |

公立病院:都道府県、市町村

公的病院:日赤、済生会、厚生連、北社協

民間病院:医師会、医療法人、その他個人等

■=交付対象外



医政発第 0401024 号  
平成 16 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療機器管理室施設整備事業の実施について

医療機関における患者に対する安全対策の必要性が増大する中で、医療機器の適正な使用が強く求められていることから、今般、地域の中核的な医療機関における医療機器管理室の整備を推進することとし、別紙「医療機器管理室施設整備事業実施要綱」により平成 16 年 4 月 1 日から行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願います。

## 医療機器管理室施設整備事業実施要綱

### 1. 目 的

医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。

### 2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他厚生労働大臣が適当と認める者

### 3. 補助条件

- (1) 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること
- (2) 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること

### 4. 医療機器管理室の業務

医療機器管理室は、医療機関における医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行うため、下記に掲げる業務等を実施するものとする。

- (1) 医療機器関係企業からの情報の収集、管理及び院内医療従事者に対する伝達
- (2) 医療機器の購入の際における機種を選定のための試用及び購入決定者への助言
- (3) 医療機器の保守管理
- (4) 医療従事者に対する医療機器の使用方法の講習
- (5) 臨床現場における使用実態に係る情報収集及び医療機器関係企業への情報伝達